

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県報

福島県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次とおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。
主伐として伐採をができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とおりとする。
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 伐期齢以上のものとする。
間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とおりとする。
(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
(森林保全課)

福島県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。
令和八年一月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町宮川字川向三三〇の二、丙二三〇の四
- 2 保安林として指定された目的
(一) 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施業要件
(三) 立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町松坂字走り下丁六一八の一
- 2 保安林として指定された目的
(一) 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施業要件
(三) 立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町西本字内山丙七二四の四
- 2 保安林として指定された目的
(一) 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施業要件
(三) 立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 福島県知事 内 堀 雅 雄

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町宮川字川向三三〇の二、丙二三〇の四
- 2 保安林として指定された目的
(一) 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施業要件
(三) 立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町宮川字牧場丙二七八の一、丙二七八の三、丙二七八の五から丙二七八の三四まで、丙二七八の三七
- 2 保安林として指定された目的
(一) 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施業要件
(三) 立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町西本字中冑甲一六一七の一
- 2 保安林として指定された目的
(一) 土砂の流出の防備
(二) 変更後の指定施業要件
(三) 立木の伐採の方法
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町西尾字下宮前丁二二一、丁二二二、丁二二三のイ

- | |
|---|
| <p>2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備</p> <p>(一) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法</p> <p>(二) 主伐に係る伐採種は、定められたものとし、主伐として伐採をすること</p> <p>(三) 次のとおりとする。
間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植樹の標準伐期齢以上のものとし、
次のようにする。</p> |
| <p>八 1 指定施業要件の変更に係る保全課及び会津美里町役場に備え置いたものとし、
大沼郡会津美里町西尾字中字玉手
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備</p> |
| <p>3 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法</p> |
| <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定められたものとし、主伐として伐採をすること</p> |
| <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植樹の標準伐期齢以上のものとし、
間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植樹の標準伐期齢以上のものとし、
次のようにする。</p> |
| <p>(三) 「次のとおり」は、省略し、そ</p> |
| <p>全課及び会津美里町役場に備え置いたものとし、
土砂の流出の防備</p> |
| <p>3 1 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九条の規定により、次のように定めたものとし、
土砂の流出の防備</p> |
| <p>2 1 令和八年一月二十三日
主伐は、択伐による。</p> |
| <p>1 1 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九条の規定により、次のように定めたものとし、
土砂の流出の防備</p> |

福島県告示第二十七号

(森林保全課) 全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。) (福島県農林水産部森林林業総室森林保全課)

福島県告示第二十七号

3	2	1
(一)		
(1)		
変更後の指定施業要件	土砂の流出の防備	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
立木の伐採の方法		石川郡平田村大字九生滝字小綱木二八〇、二
主伐は、択伐による。		保安林として指定された目的

福島県知事 内堀 雅雄

石川郡平田村大字下蓬田字乙空釜七九五、八〇四の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 2
変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法

(一) 主伐は、折伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

九 1 次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡平田村大字九生滝字数河内一九六、一九七

2 保安林として指定された目的

3 (一) 立木の伐採の限度
(2) (1) 土砂の流出の防備
立木の伐採の方法

主伐は、折伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡平田村大字北方字櫛坂一二一、一二三の三

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 (一) 変更後の指定施業要件
(2) (1) 立木の伐採の方法
主伐は、折伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をできる立木は、平田村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡平田村大字北方字皿目木二三

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) **立木の伐採の方法**
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) **立木の伐採の限度**
- 次のとおりとする。
- 十二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 石川郡平田村大字上蓬田字切山一四、字古寺一八の一
- 2 保安林として指定された目的**
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) **立木の伐採の方法**
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (1) 主伐として伐採をことができる立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) **立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**
- 次のとおりとする。
- (一) **立木の伐採の方法**
- 主伐に係る伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) (1) 主伐として伐採をることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) **立木の伐採の限度**
- 次のとおりとする。
- 福島県告示第二十八号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
- 令和八年一月二十三日
- 福島県知事 内堀雅雄**

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 東白川郡塙町大字板庭字広瀬九一の一、九一の二、九一から九四まで、九八の三、一四七の一六から一四七の二五まで、一四七の二七から一四七の二九まで、一四七の四〇から一四七の四七まで、一四七の五一から一四七の五三まで、二〇六、二〇八の一、二二二、字板庭二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六八、二六九、二七〇の一から二七〇の三まで、二七一の一から二七一の三まで
- 2 保安林として指定された目的**
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) **立木の伐採の方法**
- 主伐は、択伐による。
- (2) (1) 主伐として伐採をすることができます立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) **立木の伐採の限度**
- 次のとおりとする。
- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 東白川郡塙町大字上渡井字仲館一九、二二の一、二三から二四まで、二七、字宮田町七八の一、九六
- 2 保安林として指定された目的**
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) **立木の伐採の方法**
- 主伐は、択伐による。
- (2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) **立木の伐採の限度**
- 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 東白川郡塙町大字植田字小川崎一一四の一
- 2 保安林として指定された目的**
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) **立木の伐採の方法**
- 主伐は、択伐による。
- (2) (1) 主伐として伐採をすることができます立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) **立木の伐採の限度**
- 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 東白川郡塙町大字植田字小川崎一一四の一
- 2 保安林として指定された目的**
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) **立木の伐採の方法**
- 主伐は、択伐による。

- 五
1
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市月館町布川字道平山一一の一、一一の一二
保安林として指定された目的

2
土砂の流出の防備

3
(一) 変更後の指定施業要件
(二) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。

六
1
(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市月館町糠田字礼中内山一、二の一から二の三まで、三、四の一、六から一
まで、一二三、一四
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度

2
保安林として指定された目的
次とのとおりとする。

七
1
(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市月館町糠田字大久保山一、三から九まで、一一の一、一一の二、一二
大久保山三（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

2
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準
準伐期齢以上のものとする。
(二) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。

3
(一) 変更後の指定施業要件
主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準
準伐期齢以上のものとする。
間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度

4
間伐に係る森林は、次のとおりとする。

水産大臣から通知があった。
令和八年一月二十三日

伊達市靈山町石田字深沢二二の一、二二の七

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町石田字深沢二二の一、二二の七
- 2 保安林として指定された目的
- (一) 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町石田字弥五郎二四の二
- 2 保安林として指定された目的
- (一) 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町石田字中山四二の一、四六の二
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町山戸田字片目返四四、四八の二
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町山戸田字片目返四四、四八の二
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町掛田字桜峰一〇の一から一〇の三まで
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町掛田字三城牧一五
- 2 保安林として指定された目的

- 1 变更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 2 变更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標
- (2) (3) 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

- 3 土砂の流出の防備
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(1) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(2) 立木の伐採の限度
　(3) 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町掛田字作田山八の一、八の三
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をことができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(1) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(2) 立木の伐採の限度
　(3) 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町泉原字片貝一五の一
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(1) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(2) 立木の伐採の限度
　(3) 次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市靈山町石田字久作一二の二、一三の四
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
- 一四、一五の一

(2) (1) 主伐は、択伐による。
(2) (1) 主伐として伐採をことができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(1) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(2) 立木の伐採の限度
　(3) 次のとおりとする。
(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年一月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

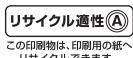
一 所在の不分明な者の氏名

佐藤玉の 佐藤重太郎 室井学 室井勲 室井広八 室井廣久 室井賛藏 松田テツ子 松田正毅 松田正則 猪股翠治 湯田秀子 児山亮 佐藤一男 児山法ヨシエ 室井學 室井千代子 室井廣一 成田キヨ 星学 星俊夫 平山律子 星百代 阿久津弘 阿久津貞吉 木村庸吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件（令和七年福島県告示第八百二十三号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ。

(森林保全課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者
印刷所

福島株式会社 第一印 島県刷